

「富山県国民健康保険運営方針改定（中間報告案）」に対する意見

該当箇所	意見	意見に対する県の考え方
<p>第3 市町村における保険料（税）の標準的な算定方法に関する事項</p> <p>4 激変緩和措置 (21 ページ)</p>	<p>1人当たり納付金は年齢調整後の医療費指数が低いにも関わらず、1人あたり所得が高い市町村が高くなり、令和3年度の激変緩和前の納付金においては、平成28年度との比較で各市町村の伸び率は▲0.4%～41%もの格差があります。ついては、激変緩和措置の実施期間を令和5年度までとしています。納付金の伸び率が低い場合には、下限割合を設定するなど、引き続き県独自の激変緩和措置を講じるよう求めます。</p> <p>また、国に対しても令和6年度以降も継続して激変緩和財源を確保するよう要望することを求めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度の制度改革によって、県全体で必要な保険給付費を県内市町村間で支え合う仕組みが導入され、公費についても市町村ごとではなく、県全体の保険給付費に充当することとなったほか、市町村は所得総額や被保険者数、世帯数の県内における割合に応じて納付金を負担することとなりました。 ・ただし、新制度への移行にあたり被保険者の急激な保険料増加とならないように、また市町村の医療費適正化や収納率向上の取組みが促進されるように、制度施行当初においては「市町村との医療費水準（年齢構成の差異を調整し、複数年の平均値を用いたもの＝年齢調整後医療費）を反映するとともに、負担能力に応じた負担とする観点から、市町村ごとの所得水準を反映する」こととする取扱いが全国的に講じられたところです。その中で、特に制度施行当初においては、制度改革前と比較をして一定割合（医療費自然増+δ）を超えるときには令和5年度まで活用できる特例基金や国調整交付金等を活用して激変緩和措置を実施しているところです。 ・当該措置が制度改革による急激な負担増を軽減するための経過措置であることを踏まえて段階的に縮小しており、激変緩和対象市町村では、計画的・段階的な保険料設定を行うことが求められていることから、県としては令和5年度で激変緩和措置に区切りをつける必要があると考えています。 ・なお、今後保険料水準の統一に向けた具体的な議論を行うにあたり、医療費水準が低い市町村の保険料が急激に増加しないような措置も必要と考えており、医療費適正化の取組みを促進するためのインセンティブ及び医療費水準が低い市町村への負担軽減策についても協議・検討してまいりたいと考えています。